

3.4 調査結果の札幌市への報告（令和4年4月から施行）

関係規程：法第18条の15第6項 / 法施行規則第16条の11第1～4項 / 国マニュアル「2.2.7」、「4.3.7」

令和4年4月以降、一定規模の解体等工事の元請業者（又は自主施工者）は、事前調査結果を札幌市へ報告する必要があります。



報告対象	①作業対象となる床面積が合計80m ² 以上の建築物の解体工事 ②作業に係る請負代金 ^{※1} が合計100万円以上の建築物の改修工事 ③請負代金 ^{※1} が合計100万円以上の工作物 ^{※2} の解体・改修工事	
報告方法	原則、国が新たに整備する電子システム ^{※3} を通じて報告します。ただし、電子システムの使用が困難な場合は、法施行規則の「様式第3の4」を使用して報告します。	
報告期限	事前調査後に速やかに（遅くとも解体等工事に着手する前まで）	
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 	^{※6}
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前調査を終了した年月日 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体等工事の場所 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体等工事の名称及び概要 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日^{※4} 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体等工事の実施の期間 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物を解体する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 設計図書等に記載されている設置年月日により明らかにアスベスト非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称^{※5} 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 解体等工事に係る建築物等の概要 	^{※6}	
<ul style="list-style-type: none"> ● 分析調査による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称 		
<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事又は特定の工作物を解体し、改造・補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の請負金額の合計額 		
<ul style="list-style-type: none"> ● 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類 	^{※6}	
<ul style="list-style-type: none"> ● 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要 		

- ※1 材料費を含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まず、消費税を含む額になります（施行通知）。また、自主施工者が施工する場合は、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額を指します。
- ※2 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める次の工作物に限ります（令和2年環境省告示第77号）。

反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む。）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

- ※3 電子システムの使用方法等は、詳細が明らかとなった後に本マニュアルへ掲載する予定です。
- ※4 設備の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明したガスケット又はグランドパッキングがある場合（「3.1 事前調査の方法」の「アスベストの使用が禁止されていた建築物等」参照）は、その「建築材料を設置した年月日」の報告も必要です。
- ※5 令和5年10月以降に報告が必要になります。
- ※6 建築物等の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明した場合（「3.1 事前調査の方法」の「アスベストの使用が禁止されていた建築物等」参照）は、これらの事項の報告は不要です。

様式第3の4

事前調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事
市長 殿報告者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつては、その代表者
の氏名
電話番号

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名			
解体等工事の場所			
解体等工事の名称			
解体等工事の概要			
解体等工事の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受理年月日	年 月 日
建築物等の設置の工事に着 手した年月日	年 月 日	※審査結果	
建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） （木造・RC造・S造・その他） 延べ面積 m ² （階建）		
	その他工作物		
解体の作業の対象となる床 面積の合計	※備考		
解体、改造又は補修の作業 の請負代金の合計			
事前調査を終了した年月日	年 月 日		
書面による調査及び目視に よる調査を行った者	氏 名		
	講習実施機関の 名称	（一般・特定・一戸建て等・その他）	
分析による調査を行った箇所			
分析による調査を行った者 の氏名及び所属する機関又 は法人の名称			

